

自殺対策シンポジウム／第 16 回自殺対策円卓会議
提言（案）
私たちは政策形成への 遺族（当事者）の参画を求める

提言 1 本気でこの国の自死を減らす気持ちがあるなら自死対策に当事者の声を反映させてくださいー国及び各地の自死予防の政策検討の場に自死遺族当事者団体の参画を

障害者権利条約が掲げている「私たちのことは私たち抜きで決めないで！」という標語は、自死の対策にも通じることです。自殺対策基本法が制定されて 20 年、自死遺族の当事者団体の活動も 20 年。そろそろ自助グループに集う多くの遺族（当事者）の体験から形成されてきた「体験的知識」を専門家の「専門的知識」と同等に扱い、政策決定の場への当事者団体の参画を認め、失われたいのちからのメッセージを生かすことが必要ではないでしょうか。自死遺族支援について、2012 年から「自死遺族等支援法（仮称）」の提案をしていますが、話し合いの場が設けてもらえる事もなく現在に至っています。亡き人と共に生きている遺族として、私たちの大切なその命を無駄にしないために、やさしい人がやさしいままで生きられる社会の実現のために、自死予防の政策検討と決定の場に自死遺族当事者団体の継続的参画を求める。（一般社団法人 全国自死遺族連絡会 田中幸子）

提言 2 "No More Karoshi" の実現 – ①知的障害・身体障碍を持った人、高齢者の過労死認定基準などの新たな制度設計と ②柔軟な働き方という名の規制緩和の流れを制御して、働く者の命と健康を守る制度の確立を

今、労働規制緩和をするべきという与党（政府）と過労死をなくすために規制を強化すべきと、労働団体と過労死遺族は真っ向から反対の意見を述べています。大手企業の有名大学出身者の過労死は大きく報道されますが、障害者や高齢者の過労死の問題が埋もれています。昨年 11 月に東京高裁で障害を持った男性が「複雑さや専門性から見て、常に緊張を強いられる業務だった」と過労死認定する画期的な判決がされました。また、年金受給年齢引上げによる高齢者の過労死の問題も散見されます。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会を目指し、過労死撲滅が喫緊の課題です。過労死遺族からの提言として、厚生労働省や関係機関に公表して"No More Karoshi" の実現を求める。（東京過労死を考える家族会・医師の過労死家族会 中原のり子）

提言 3 こどもの自殺の全件調査の制度化と、きょうだい遺族のニーズを把握する体制を整えることを求める

こどもの自殺は深刻な社会課題であるにもかかわらず、その一件一件が十分検証されていません。特に学校に関係する事案では、保護者が強く調査を求め、繰り返し要望しなければ調査が行われないことがあります。遺族（当事者）経験を、将来の自死予防に活かす機会は、遺族（当事者）の社会参画であり、こどもへの思いを話す機会でもあります。また、現行制度では、遺されたきょうだいへの配慮や支援が十分に位置づけられていません。きょうだいを亡くしたこどもは、家庭の混乱や、社会への絶望など、深刻な影響を受けやすい状況にあります。こどもの自殺については、第三者性を担保した全件調査を制度として義務化すべきです。あわせて、遺されたきょうだいを明確な支援対象として位置づけ、きょうだい遺族のニーズを把握する体制を整えることを求める。（安全な生徒指導を考える会 はるか）